

# 災害廃棄物対策に関する行政評価・監視

## 結果報告書

令和4年2月

総務省行政評価局



## 前 書 き

非常災害時において、住民の生活環境を保全し、公衆衛生上の支障を防止するためには、災害により生じた廃棄物の処理について、平時から事前の備えを十分に行い、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図ることが重要である。

東日本大震災等近年の災害における教訓や知見を踏まえ、平成 27 年 7 月、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が一部改正されたことを受け、環境省は、28 年 1 月、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年環境省告示第 7 号）において、災害廃棄物対策に関する国民、事業者、地方公共団体及び国の役割を規定するとともに、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定することなどを明記した。また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）では、令和 7（2025）年度までに災害廃棄物処理計画の市区町村の策定率を 60%とする目標が設定されており、環境省は、未策定の市区町村に対する計画策定を支援している。

しかしながら、市区町村によっては、災害廃棄物処理計画の策定を始めとした事前の備えが不十分な状況がみられ、中には、発災時の初動対応の遅れから、混合ごみの発生等その後の災害廃棄物の処理について様々な問題事例もみられる。

さらに、災害の規模によっては、大量に発生した廃棄物の処理を被災した地方公共団体のみで行うことには限界があり、国や都道府県等との実効性を伴った広域的な連携協力体制の構築やこれに基づく訓練等の取組が求められる。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、実際の災害廃棄物処理の現場である市区町村において課題とされることが多い、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の選定、連携協力などに関する「事前の備え」の現状を明らかにするとともに、災害からの早期の復旧の鍵となる災害廃棄物対策に関する課題を整理し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



## 目 次

第 1 行政評価・監視の目的等	1
第 2 行政評価・監視の結果	
1 災害廃棄物の発生状況と課題等	
(1) 近年の自然災害に伴う災害廃棄物の発生状況等	2
(2) 災害廃棄物とは	4
(3) 災害廃棄物処理の課題等	7
2 災害廃棄物対策に向けたこれまでの取組	
(1) 法令等の整備	9
(2) 大規模災害に備えた取組	12
(3) 政府による目標（指標）等の設定	15
3 災害廃棄物処理計画の策定等	
(1) 災害廃棄物処理計画の位置付け等	17
(2) 災害廃棄物処理計画の策定状況	20
(3) 調査結果	21
(4) 本調査の基本的な考え方と全体像	26
4 災害廃棄物の発生量等の推計	
(1) 発生量等の推計	30
(2) 調査結果	32
(3) 評価結果	40
(4) 所見	46
5 仮置場候補地の選定と事前準備	
(1) 仮置場の概況	47
(2) 主な自然災害における支障事例等	52
(3) 調査結果	53
(4) 評価結果	87
(5) 所見	90
6 災害廃棄物処理に備えた連携協力	
(1) 関係機関との連携協力体制の構築	91
(2) 調査結果	94
(3) 評価結果	107
(4) 所見	108
資料編	109

